

目次

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 停留施設（第10条—第14条）

第3章 駐車場（第15条—第20条）

第4章 簡易駐輪場（第21条・第22条）

第5章 雑則（第23条—第30条）

第6章 罰則（第31条—第33条）

附則

第1章 総則

（設置）

第1条 本市中心市街地における道路交通の円滑化を図ることにより市民、観光客等の利便を確保し、もって観光の振興及び中心市街地の活性化に資するため、はりまや橋観光バスターミナル（以下「バスターミナル」という。）を設置する。

（位置）

第2条 バスターミナルの位置は、次のとおりとする。

高知市はりまや町一丁目14番12号

（施設）

第3条 バスターミナルに次の施設を置く。

- （1） 停留施設
- （2） 旅客待合施設
- （3） 駐車場
- （4） 簡易駐輪場

（バスターミナルの管理等）

第4条 市長は、バスターミナルの管理を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき市長が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定に基づき指定管理者にバスターミナルの管理を行わせる場合における当該指定管理者の指定の手續等については、高知市公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例（平成17年条例第69号）の定めるところによる。

（指定管理者が行う業務）

第5条 前条第1項の規定に基づき指定管理者が管理を行う場合において、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) バスターミナルの施設の使用の許可に関する業務
- (2) バスターミナルの維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第1条の設置目的を達成するために市長が必要と認める業務
(指定管理者の権限)

第6条 指定管理者は、第4条第1項の規定に基づく指定が効力を有する間、第10条、第11条、第13条、第15条、第20条及び第21条に規定する市長の権限を行うものとする。ただし、地方自治法第244条の2第11項の規定により、管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられた期間における当該停止を命ぜられた業務に係るものを除くものとする。

(使用時間等)

第7条 第3条第1号に掲げる施設（以下「停留施設」という。）及び同条第2号に掲げる施設の使用時間は、午前6時から午後10時までとする。

2 第3条第3号に掲げる施設（以下「駐車場」という。）の供用時間は、午前零時から午後12時までとし、駐車場に入出場できる時間は、午前6時から午後10時までとする。

3 第3条第4号に掲げる施設（以下「簡易駐輪場」という。）の供用時間は、午前零時から午後12時までとする。

4 市長は、管理上必要があるときは、前3項に規定する時間を変更することができる。

(供用の休止)

第8条 市長は、バスターミナルの整備及び補修その他管理上必要があるときは、前条の規定にかかわらず、バスターミナルの全部又は一部の供用を休止することができる。この場合においては、バスターミナルの見やすい箇所にその旨を掲示する。

(禁止行為)

第9条 バスターミナル（簡易駐輪場を除く。以下この条において同じ。）において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業又は同号ロの一般貸切旅客自動車運送事業の事業用自動車（以下「バス」という。）その他規則で定める自動車以外の自動車を乗り入れ、又は留め置くこと。
- (2) 他のバスの停留及び駐車を妨げること。
- (3) バスターミナルの施設並びに停留中及び駐車中のバスを汚染し、又は破損するおそれのある行為をすること。
- (4) みだりに火気を使用し、又は騒音を発すること。
- (5) 市長の許可を受けずに営業行為、演説、宣伝、署名運動及びこれに類似する行為をすること。
- (6) ごみその他の汚物を捨てること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

第2章 停留施設

(使用の許可等)

第10条 停留施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 停留施設の使用については、バスの停留を目的とするものに限り、これを許可する。

3 市長は、バスターミナルの管理上必要と認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。

4 停留施設の使用の許可の期間は、1年以内とする。ただし、市長が必要と認めるときは、当該許可の期間を更新することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第11条 前条第1項の規定により停留施設の使用の許可を受けた者（以下「停留施設使用者」という。）は、当該許可に伴う権利を譲渡し、又は転貸してはならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(使用料)

第12条 停留施設の使用料は、無料とする。

(許可の取消し等)

第13条 市長は、停留施設使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 法令に違反する行為を行ったとき。

(3) 許可条件に違反したとき。

(4) 発火性又は引火性の物品を積載しているとき。

(5) バスターミナルの施設を汚損するおそれのあるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

2 前項の場合において、停留施設使用者に損害が生じても、市は、賠償責任を負わない。ただし、同項第6号の規定に基づき同項の処分をした場合であって、当該処分が市の都合によるときは、この限りでない。

(原状回復)

第14条 停留施設使用者は、その使用が終わったとき、又は使用の許可を取り消されたときは、直ちに施設及び設備器具等を現状に回復しなければならない。

第3章 駐車場

(使用の許可)

第15条 駐車場を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 駐車場の使用については、バスの駐車を目的とするものに限り、これを許可する。

3 市長は、バスターミナルの管理上必要と認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。

(駐車料金)

第16条 前条第1項の規定により駐車場の使用の許可を受けた者（以下「駐車場使用者」という。）は、別表1に掲げる額によって算定した駐車料金を納付しなければならない。

(駐車料金の減免)

第17条 市長は、公益上その他特別の事由があると認めるときは、駐車料金を減免することができる。

(駐車料金の不還付)

第18条 既納の駐車料金は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用料金の収入等)

第19条 市長は、第4条第1項の規定に基づきバスターミナルの管理を指定管理者に行わせる場合において適当と認めるときは、指定管理者に駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

- 2 前項の規定に基づき利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合にあっては、第16条の規定にかかわらず、駐車場使用者は、利用料金を当該指定管理者に納付しなければならない。
- 3 利用料金は、別表1に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。
- 4 利用料金の減免及び還付については、前2条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「駐車料金」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(許可の取消し等)

第20条 市長は、駐車場使用者が第13条第1項各号のいずれかに該当するときは、駐車場の使用の許可を取り消し、又は駐車場の使用を禁止する。

- 2 前項の場合において、駐車場使用者に損害が生じて、市は、賠償責任を負わない。ただし、第13条第1項第6号の規定に基づき前項の処分をした場合であって、当該処分が市の都合によるときは、この限りでない。

第4章 簡易駐輪場

(駐車の拒否)

第21条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、簡易駐輪場の利用を拒否することができる。

- (1) 簡易駐輪場の収容能力を超えたとき。
- (2) 発火性又は引火性の物品を積載しているとき。
- (3) 簡易駐輪場の施設を汚損するおそれのあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、簡易駐輪場の管理に支障があると認めるとき。

(簡易駐輪場の管理)

第22条 簡易駐輪場の駐車対象、使用料、利用者の責務、駐車期間の制限、禁止行為、駐車制限期間を超えた自転車等の措置、撤去・保管した自転車等に対する措置及び費用の徴収については、高知市自転車等の放置の防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例（平成6年条例第26号）第25条、第28条から第30条まで、第32条及び第36条から第38条までの規定を適用する。

第5章 雑則

(損害の賠償等)

第23条 停留施設使用者、駐車場使用者その他バスターミナルを利用した者が、施設若しくは設備器具等を損傷し、又は亡失したときは、市長の指示に従いこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(立入禁止)

第24条 停留施設及び駐車場を使用するバスの運転者、同乗者及び乗客並びに簡易駐輪場の利用者その他市長が特に必要と認める者以外の者は、バスターミナルへ立ち入ることができない。

(損害についての責任)

第25条 バスターミナル内における盗難、破損、自動車又は自転車等相互の接触若しくは衝突によって生じた損害その他火災事変又は不可抗力による損害については、市は、賠償責任を負わない。ただし、市の責任による損害については、この限りでない。

(広告の掲出)

第26条 市長は、必要と認めるときは、バスターミナル内での広告物の掲出を許可することができる。

2 この条例に定めるもののほか、前項の規定による広告物の掲出の許可について必要な事項は、規則で定める。

(使用料)

第27条 前条第1項の規定により広告物の掲出の許可を受けた者は、別表2に掲げる額の範囲内において、市長が定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第28条 市長は、公益上その他特別の事由があると認めるときは、前条の使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第29条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第30条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

(罰則)

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料を科する。

- (1) 第9条各号に掲げる行為をした者
- (2) 第10条第1項の規定に違反して停留施設を使用した者

第32条 詐欺その他不正の行為によって駐車場の駐車料金を免れた者については、第16条の規定による駐車料金の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

2 前項の場合において、使用時間が判明しないときは、市長が認定する。

(両罰規定)

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の過料を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年5月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の規定による使用の許可及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、この条例の規定の例により行うことができる。

附 則 (平成21年7月3日条例第77号)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年7月10日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のほりまや橋観光バスターミナル条例別表1の規定は、この条例の施行の日以後に使用の許可を受けたものに係る駐車料金から適用し、同日前に使用の許可を受けたものに係る駐車料金については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年1月1日条例第1号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(駐車料金等の経過措置)

10 第46条の規定による改正後のほりまや橋観光バスターミナル条例別表1及び別表2の規定は、平成26年4月1日以後に駐車場の使用又はバスターミナル内での広告物の掲出の許可を受けたものに係る使用料から適用し、同日前に当該許可を受けたものに係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成31年4月1日条例第9号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(駐車料金等の経過措置)

5 第44条の規定による改正後のほりまや橋観光バスターミナル条例の規定は、施行日以後に使用の許可を受けたものに係る駐車料金又は施行日以後に広告物の掲出の許可を受けたものに係る使用料から適用し、施行日前に当該許可を受けたものに係る駐車料金又は使用料については、なお従前の例による。

別表1 (第16条関係)

区分		駐車料金 (1台につき)
時間制駐車料金	最初の2時間まで	無料
	最初の2時間を超え30分までごとに	220円
夜間駐車料金	午後5時から翌日午前9時まで	3,230円

別表2 (第27条関係)

区分・単位		使用料
広告施設	1枠・年額	565,700円

備考 使用料の算定に当たっては、使用期間が1年に満たないものは、日割計算により算定する。この場合において、算定した使用料に10円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。